

参考資料

保険料積立金等の支払及び未成年者の死亡保険に関する
法制審議会保険法部会資料（抜粋）

1. 保険料積立金等の支払（11月28日法制審資料）

1 生命保険契約について

生命保険契約について、次のような方向の規律を設けることで、どうか。

(1) いわゆる保険料積立金

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、当該保険契約者から受領した保険料の総額のうち、予定死亡率、予定利率その他の生命保険契約において保険料の金額を算出する際に用いた計算の基礎により、当該生命保険契約の終了の時ににおいて当該生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために積み立てていた金額に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(ア) 保険者の破産による契約の解除又は失効

(イ) 保険事故の発生による契約の終了（被保険者の自殺、保険金受取人の故意による保険事故招致、戦争その他の変乱を理由として保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(ウ) 危険の増加による契約の解除（保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

(エ) 保険者の責任開始前の保険契約者による契約の任意解除

※ 上記規律により支払うべき金額は、現行商法第680条第2項及び第683条第2項の「被保険者ノ為メニ積立テタル金額」と同義である。

(2) いわゆる解約返戻金

次に掲げる場合には、保険者は、保険契約者に対し、(1)により支払うべき金額のうち、当該生命保険契約と同一の計算の基礎を用いて保険料の金額を算出している他の生命保険契約に基づく将来における保険者の債務の履行に備えるために必要な金額として当該計算の基礎により算出される金額を超える部分に相当する金額を支払わなければならないものとする。

(ア) 保険者の責任開始後の保険契約者による契約の任意解除

(イ) 告知義務違反又は重大事由による契約の解除（保険者が保険金を支払う責任を負わない場合に限る。）

※ 保険契約者の故意による保険事故招致の場合は、(1)と(2)のいずれにも掲げない

ものとする。

2 傷害・疾病保険契約について

傷害・疾病保険契約についても、1と同様の規律を設けるものとするのでよいか。

※ 傷害・疾病保険契約について1と同様の規律を設けるに当たっては、(1)と(2)の各号に掲げる場合について適宜変更を加えるものとする。

契約の終了事由等	現行の規定	今回の提案	
		保険料積立金	解約返戻金
被保険者の自殺免責	現行商法 第680条第2項	○	
保険金受取人の故意免責	現行商法 第680条第2項	○	
保険契約者の故意免責	保険料積立金を払い戻すべきとの規定なし		
戦争その他の変乱による免責	現行商法 第683条第2項	○	
保険者の破産	現行商法 第683条第2項	○	
保険者の責任開始前の任意解除	現行商法 第683条第2項	○	
保険者の責任開始後の任意解除	契約の終了事由に関する規定なし		○
危険の増加による解除	現行商法 第683条第2項	○	
告知義務違反による解除	保険料積立金を払い戻すべきとの規定なし		○
重大事由による解除	契約の終了事由に関する規定なし		○

○＝保険料積立金又は解約返戻金を支払う場合を表している。

2. 未成年者の死亡保険（11月28日法制審資料）

2 未成年者を被保険者とする死亡保険契約等の保険金額を制限することの当否

（一定年齢未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約等のうち一定の保険金額を超える部分を無効とする旨の契約法上の規律については、設けないものとするかどうか。

（補足）

第18回会議における審議を踏まえ、未成年者を被保険者とする死亡保険契約等について契約法においては特別の規律を設けないことを提案している。

契約法上一律に保険金額を制限することは、実務上保険金額を含む種々の事情を総合的に考慮する形でモラル・リスク対策が講じられているにもかかわらず、その一要素である保険金額だけを取り出してこれに一定の枠をはめ、契約者の選択の自由や保険者による工夫の余地を奪うことになってしまう点で、適切でないと考えられること（保険法部会資料19の第8の2(2)参照）に加え、保険金額を限定するとしても複数の契約があるときにも実効性のある規律とするにはどのようにすればよいかという問題があること等を踏まえると、これについては、契約法で規律するのではなく、実務上の様々な対応にゆだねることが適切と考えられる。

以 上